

平成27年 第3回浜松市議会定例会  
代表質問及び浜松市答弁

質問者 市民クラブ 平間良明

質問	答弁
<p><b>1 ものづくり産業の海外進出支援について</b> ものづくり産業の海外進出支援について、当会派として質問や提言を行ってきた中、本市は地域企業のニーズを的確に捉え、アジアを中心とする海外の成長市場の活力を浜松の成長に「ツナグ」として市長もトップセールスを行うなど、本市の主要事業として、新興アジア諸国をターゲットにものづくり産業の海外進出支援に取り組んでいる。そこで、以下の点について伺う。</p> <p>(1) ジェトロ浜松の誘致効果について (1) 平成 26 年4月に開設したジェトロ浜松貿易情報センターと連携した産業振興について、開設前の平成 26 年第1回定例会での質問の答弁では、ジェトロの持つ機能を十分に活用し、地域企業の海外進出のみならず、農産品や加工食品の輸出、海外見本市への出展、観光客の誘致につながる取り組みなど、海外に向けた事業展開を各団体などと連携し積極的に推進するというものであった。開設後約1年半を経過して、ジェトロ浜松貿易情報センターの誘致効果について伺う。</p> <p>(2) 海外ビジネス展開支援事業について (2) 本市は平成 25 年度より中小企業の海外ビジネス展開支援事業を展開し、平成 26 年度はアセアンビジネスサポートデスクの設置や、インドネシア及びベトナム政府機関との連携協定の締結など取り組みを強化しているが、海外ビジネス展開支援事業の実績について伺う。</p> <p>(3) 農林水産分野における海外販路開拓事業について (3) 農林水産省の発表では平成 27 年上期の農林水産物の輸出額が過去最高を記録しているが、農林水産物の生産が盛んな本市でも農林水産物及び食品の海外販路開拓の支援事業に取り組んでいる。その現状と課題について伺う。</p>	<p><b>1 鈴木市長</b> まず、1 番目の 1 点目、ジェトロ浜松の誘致効果について、昨年度、ジェトロ浜松に寄せられた相談件数は 1,023 件あり、新設の貿易情報センターにもかかわらず全国トップクラスの実績であった。本地域は、もともと海外を視野に入れた事業展開を行っている企業が多い地域ではあるが、ジェトロ浜松が新設されたことで、利便性が高まり、地域企業の関心が一層向上したものと考えられる。また、新たにアセアン・欧米等のバイヤー招聘を通じ、幅広い分野にわたるマッチング事業が当地域で実施され、販路拡大につながった。今後においても、地域企業がジェトロ浜松の事業やネットワークを最大限活用し、本地域における海外ビジネス展開が進展するよう、さらなる利用を促していく。</p> <p>次に、2 点目の海外ビジネス展開支援事業の実績について。昨年、ベトナム・インドネシア両政府と経済交流に関する覚書を締結し、これに基づく事業として、本年度は、両国へ市内中小企業を中心とした経済視察ミッションの派遣を予定しているところである。また、新たに、タイ政府との協議が整ったので、本年 10 月に現地において覚書の締結を予定している。このことにより、アセアン地域の中でも特に企業の進出意欲が高い 3 か国の政府と本市との連携が、さらに強化されるものと期待している。このほか、ジェトロ浜松や協定を締結した金融機関などと連携したセミナーの開催等を実施しているところである。一方、昨年 8 月、アセアンを中心とした9か国 13 都市に開設したアセアンビジネスサポートデスクは、総合的な相談・支援窓口として機能しており、国内及び現地法人からの相談に浜松デスクと海外デスクが連携して対応している。さらに、本市の補助金を活用した企業のミャンマーへの新規進出や見本市出展企業のアメ리카・メキシコへの輸出取引開始など具体的な成果も生まれつつある。企業の海外進出支援は、地域経済の活性化に向けた有効な方策の一つであるので、今後においても企業のニーズを捉え積極的に支援していく。</p> <p>次に、3 点目の農林水産分野における海外販路開拓事業について、本市は、第 2 次産業の製造業が盛んであり、農業も産出額や出荷品目数が全国有数の規模を誇る産業である。こうしたことから、農産物や食品の国内消費が飲み悩むなか、海外輸出を拡大し、「もうかる農業」につなげていくことが必要。平成 26 年 9 月に、台北市内の建国花市で、本市特産品のトップセールスを行った。本事業では、食品の引き合い等の成果を得られた一方、成分表示等の課題解決や、海外輸出に向けた</p>

質問	答弁
<p>2 マイナンバー制度導入について</p> <p>マイナンバー制度は 10 月から全世帯へ番号通知カードが送付され、平成 28 年 1 月から制度開始予定であり、本市も準備を進めている。行政の効率化について、これまでも質問や提言を行ってきたが、マイナンバー制度の導入により、行政事務における市民の利便性向上を初め、行政コストの削減、公平公正な負担や受給など、さまざまなメリットが期待される。平成 27 年第 2 回定例会の代表質問において、丸井会長からマイナンバー制度の準備状況や市民への周知方法などの確認をしたが、番号通知カード発送を目前に控え、以下の点について伺う。</p> <p>(1) 行政サービスの利便性向上について</p> <p>(1) 住民票の提出省略など、省略や簡素化され、利便性の向上が見込まれる行政手続について伺う。</p> <p>(2) 公平・公正な収納・給付について</p> <p>(2) マイナンバーは源泉徴収票への記載のほかに、健康保険、年金や雇用保険などの届け出へ記載され、所得や社会保障関係の正確な把握により脱税や不正受給、給付漏れなどを防ぐことができるものと期待されているが、その効果をどう見込んでいるのか伺う。</p> <p>(3) サポート体制について</p> <p>(3) マイナンバー制度について民間事業者対象の説明会に参加した。制度の概要や番号の適切</p>	<p>「オール浜松体制」の構築、信頼できるバイヤーの確保が重要と認識した。このため、本年 2 月に「浜松」の魅力を発信し、ブランド力の向上に向けた体制づくりのため、ジェトロ浜松・浜松商工会議所・農協等で構成する「浜松市農林水産物・食品輸出促進委員会」を設立し、市内の食品加工会社を中心に 39 社の参加を得ている。本年度は食品商談会をタイで開催し、ここでも私自らがトップセールスを行い、台湾等でテストマーケティングも実施する。いずれにしても、産地特性が違う都市の連携によって海外輸出に取り組むことが大変有効であるため、今後も都市間交流している新潟市、三遠南信地域で農業が盛んな豊橋市等と協力し、積極的に海外販路開拓を推進していく。</p> <p>2 長田総務部長</p> <p>2 番目の 1 点目行政サービスの利便性向上について、マイナンバー制度の導入により、社会保障関係の手続きの際、添付書類が削除され、利便性がこうじょうすることが見込まれているが、多くは国の機関や地方公共団体等の間で情報連携が始まることで実現されるものであり、現在のところ、平成 29 年 7 月開始の予定である。この情報連携で国の手続きにおいて簡素化・省力化が実現すると見込まれているが、本市においては、既に庁内連携により、多くの添付書類を削減しているため、転入者の申請手続きの際の削減に限定されると見込んでいる。ただ、証明書等の市町村間での公用請求や郵送請求事務の軽減が見込まれるので、この点で業務の省力化を期待している。</p> <p>次に 2 点目の公平・公正な収納・給付について。社会保障の情報や税情報にマイナンバーが付番されることにより、所得情報や行政サービスの受給状況が把握しやすくなり、負担を不当に免れることや不正な受給の防止に役立つと見込まれている。また、不正の防止だけでなく、本当に困っている方に対する支援など、社会保障や税分野でのきめ細かな制度設計が可能になると見込まれている。マイナンバー制度の導入によって、公平・公正な社会が実現することを期待している。</p> <p>次に 3 点目のサポート体制について。市民の皆様からのお問合せは、マイナンバーの通知や個人番号カードの交付については、市民生活課及び各区区民生活課で、制度全般については、政策法務課で担当している。また、情報の伝わりにくい外国人の皆様への周知としては、浜松市の公式多言語生活情報サイトである「カナルハママツ」でポルトガル語、タガログ語を含む 5カ国語による情報発信を実施するとともに、FM ハローでポルトガル語による周知を行っている。その他、国作成の視覚障害者用説明資料を視覚障害者福祉協会に提供するなど、今後も国と連携して市民の皆様へのサポートを続けていく。職員に対しては、特定個人情報と呼ばれるマイナンバーを含む個人情報についての研修会を実施し、必要な知識を身に付ける機</p>

質問	答弁
<p>な取り扱いに関するガイドラインなどの説明後、参加者からの質疑応答もあったが、短時間であり、質問に対する答弁もかみ合わず、コールセンターの利用を促すような状況であった。導入に当たり多くの事業者や市民からの問い合わせ対応のほか、庁内関係部署へのフォローも必要であると思うが、マイナンバー制度に関する本市のサポート体制について伺う。</p> <p>(4) 市独自の付加機能について</p> <p>(4) 自治体が条例を定めれば、マイナンバーの独自利用等を行うことができるが、行政手続の効率化及び、市民の利便性向上を図るにはこの独自機能の充実が求められる。そこで、本市独自の付加機能についての検討内容を伺う。</p> <p>また、市独自の付加機能の実施や特定個人情報の庁内連携には条例制定が必要であるが、対応について伺う。</p> <p><b>3 教職員の労働環境について</b></p> <p>教職員の給与負担は平成 29 年4月に県から政令市への移譲を控えているが、給与などの労働条件が現状保障されるのか教職員の関心が高い。教職員の労働環境について、以下の点を伺う。</p> <p>(1) 教職員の時間外勤務について</p> <p>(1) 浜松市教職員組合による本市の教職員の勤務実態に関する調査では、時間外勤務時間について月に 80 時間以上との回答が小学校で 59%、中学校で 77%であった。時間外勤務を行っても、教職員には時間外手当や休日勤務手当が支給されないことは一般的に知られていない。代わりに教職員の給与は教育公務員特例法により 1.5% (静岡県上限 8000 円) 割増と教職調整額として 4% の支給があるものの、この 4% の算出根拠は昭和 41 年に調査した時間外勤務 8 時間に基づいていると聞いている。本市の半数以上の教職員は算出根拠の 10 倍の時間外勤務をしていることになる。勤務実態や職務職責に見合う給与水準はもちろんのこと、時間外勤務の縮減が求められるが、対応について伺</p>	<p>会を設けるとともに、特定個人情報を取扱う際のルールを作成し、周知徹底することで、マイナンバーを適正に取扱う体制を整えていく。</p> <p>次に4点目の市独自の付加機能について、自治体によるマイナンバーの独自利用は、個人番号カードを利用するものと、社会保障、税、防災、その他これらに類する事務で条例に定めるものの2種類がある。個人番号カードの独自利用のうち、カード搭載の電子証明書を利用したものとして、コンビニでの住民票や印鑑登録証明書等の交付を、平成 28 年 7 月から開始する予定だが、条例を定めることでカード内の IC チップの空き領域を利用する独自利用については、現在、具体的に決まっていない。カードの普及状況等を踏まえ、今後検討していく。また、社会保障、税、防災、その他これらに類する事務についての独自利用については、母子家庭等医療費助成など、マイナンバー法で規定されていない事務で、マイナンバー事務と一体で実施されているものについて条例に制定し、円滑に利用できるようにしていく。併せてマイナンバー事務同士で庁内連携を行うために、条例制定が必要になるので、これについても独自利用事務とともに 11 月議会に提案する予定で、このように制度面における準備を進め、円滑な制度導入に努めていく。</p> <p><b>3 花井学校教育部長</b></p> <p>まず、1 点目の教職員の時間外勤務について、勤務実態に見合う給与水準については、国によるメリハリある教員給与体系の推進を受け、本県においても、本年度から部活動の指導業務等の特殊勤務手当の支給額が引き上げられるなど、教員の給与について見直しが図られている。時間外勤務の縮減については、重要な課題と認識しており、教育委員会として校長会や通知等で、時間外勤務の縮減について指導しているところである。さらに、教育委員との意見交換会において多忙化解消に向け教職員一人一人がワークライフバランスについて考えるよう呼びかけている。また、小中学校に対し、月に 1 回は定時退庁する日を設けることも指示した。加えて、教職員の意識改革を図るために、「学校を元気にする委員会」において、「多忙化解消のアイデア」を募り、実践に移した学校もある。今後も、勤務実態に見合う給与水準に及び時間外勤務の縮減について、継続して進めていく。</p> <p>次に、2 点目の教職員の制度の利用状況について、短時間勤務制度については、本年度、育児短時間勤務が 1 名、部分休業が 2 名、利用している。年次有給休暇制度の取得状況については、平成 26 年の小中学校の 1 人あたりの県費負担教職員の平均取得時間は、90.1 時間だった。今後、短時間勤務制度の周知や年次有給休暇の計画的な活用について、通知や教職員課の学校訪問等を通して、積極的に指導していく。</p>

質問	答弁
<p>う。</p> <p>(2) 教職員の制度の利用状況について</p> <p>(2) 教職員の短時間勤務制度や、年次有給休暇制度などの利用状況について伺う。</p> <p>(3) 管理、チェック体制について</p> <p>(3) メンタルヘルス対応として、労働安全衛生法第 66 条の 8 関係で定められた、長時間勤務を行った教職員に対する医師による面接指導について、管理方法と、チェック体制について伺う。</p>	<p>続いて、3 点目の管理、チェック体制について、面接指導体制については、時間外勤務が 80 時間を超えた教職員に対して、保健師が時間外勤務の多い教職員とその校長に対して問診票の提出を求め、健康状態を把握し、改善を図るよう指導するとともに、希望により、保健師による健康相談を実施している。特に 50 人以上の職員がいる学校には、浜松市教育委員会職員安全衛生規定に基づき、学校安全衛生委員会を設置し、産業医による教職員の勤務実態に応じた指導を行っている。さらに、本年度より、健康相談の一層の充実を図るため、労働安全衛生法に基づく「医師による健康相談事業」を実施している。加えて、本年 12 月にストレスチェック制度が創設されることを契機に、今後、職員の健康管理やメンタルヘルス対策などの労働安全衛生管理体制の充実に努めていく。</p>
<p><b>4 放課後児童会の待機児童解消策について</b></p> <p>放課後児童会の待機児童解消策について、以下の点について伺う。</p> <p>(1) 受け入れ状況について</p> <p>(1) 平成 27 年 4 月から対象を 3 年生から 6 年生まで拡大しているが、定員増を図り拡大出来た児童会もあれば 2 年生までしか入れない児童会もあるなど地域によってばらつきが大きい。各地域の児童会の状況と今後の対応について伺う。</p> <p>(2) 民設民営の放課後児童会について</p> <p>(2) 本市の放課後児童会は市が設置し、自治会、学校、保護者などで組織する育成会が運営する公設民営方式が多く、運営費は市が助成しているが、敷地や空き教室などの確保、運営する育成会設立などの課題が多くあるため、民間活力の導入により待機児童の早期解消を図るべきと考える。平成 27 年度の当初予算で「類似放課後児童クラブ助成事業」など、民設民営の放課後児童クラブへの助成を始めているが、民設民営の放課後児童会についての進捗を伺う。</p>	<p><b>4 花井学校教育部長</b></p> <p>ご質問の 4 番目の 1 点目、受け入れ状況について、放課後児童会に対するニーズは年々増加傾向にあるため、毎年 100 人から 200 人程度の利用定員の増員を図り、待機児童解消に努めてきた。平成 27 年度から始まった「子ども・子育て支援新制度」により、対象年齢が小学 6 年生まで拡大されたことを受け、年度当初の利用定員について約 600 人の大幅増を図ったものの、待機児童は市全体で 311 人という結果となっている。行政区別にみた待機児童数の内訳は、中区が 92 人と最も多く、次いで浜北区 69 人、東区 56 人と続き、西区 41 人、北区 27 人、南区 24 人、最も少ないのは、天竜区の 2 人であり、地域差が生じている。早急に利用定員を拡大すべき地域は、学校内の教室や近隣の公共施設に余裕がなく、開設場所の確保に課題が多い状況にある。しかしながら、今年度から業務がこども家庭部から教育委員会に移管された強みを生かし、学校と調整を進め、低学年でも待機児童が生じているような現状を改善するよう努めていく。</p> <p>次に、2 点目の民設民営の放課後児童会について、本市の放課後児童会は主に、学校施設等に市が設置し、地域と関わりの深い放課後児童会育成会による運営を基本として取り組んできたが、ニーズの増加、多様化という課題に、市単独で対応することは困難になっている。これまでも、民間の団体が運営主体である放課後児童健全育成事業に対する助成事業を行い、開設時間の延長などに先行して取り組む民間クラブの事業を支援してきた。本年度、新制度の施行に合わせ、新たに本市独自の制度である類似放課後児童クラブ助成事業として、補助金額等の見直しを行った。公設の放課後児童会では対応できない夏休みなど開設期間を限定した事業についても補助対象とすることで、民間活力の導入を促進するとともに、多様なニーズにこたえている。現在 8 団体が、類似放課後児童</p>

質問	答弁
<p><b>5 ユネスコ創造都市ネットワーク加盟後の対応について</b></p> <p>本市は音楽分野でアジア初のユネスコ創造都市ネットワーク加盟を果たした。「音楽の都」として施策を推進しているが、加盟を契機に担当部署のみならず全庁的・全市的な展開が必要であると考え。そこで、以下の点について伺う。</p> <p>(1) 学校教育の取り組みについて</p> <p>(1) 「音楽の都」として将来の創造都市浜松を支えるために、学校教育の役割は大きく、音楽教育の充実が必要と考えている。最近では教育長を団長として音楽教員等で構成される使節団がポロニャに派遣された。本市の学校教育における音楽の取り組みについて伺う。</p> <p>(2) 小・中学校への貸与楽器の充実について</p> <p>(2) 小・中学生の吹奏楽部の育成を目的に、小・中学校への貸出楽器の購入を行い、貸与楽器の充実を図ってきたが、市立開成中学校吹奏楽部が3回連続で全国大会に出場するなど、浜松の吹奏楽のレベルは非常に高く、成果が出ている。貸与楽器の充実についてこれまでの実績を伺う。また、古くなった楽器のリニューアルなど、今後の対応について伺う。</p> <p>(3) 学校教育における楽器の充実について</p>	<p>クラブ助成団体として取り組んでいるが、今後も放課後の子どもの居場所づくりとなる多様な取組みのひとつとして活用し、安定した運営が継続されるよう支援するとともに、広く制度を周知し新たな参入の促進を図っていく。</p> <p><b>5 (1) 児玉教育長</b></p> <p>質問の5番目の1点目、学校教育における音楽の取り組みについて、本市では「音楽の都」を目指し、子供たちの「音楽が好き」「音楽が楽しい」という心情や感性を育ててきた。「本物を聴く」「本格的な舞台で発表する」「仲間と感動を味わう」といった経験が心情や感性の育みには不可欠である。そこで小学5年生がプロのオーケストラの演奏を聴く「こども音楽鑑賞教室」、中学生が音響のよいホールで合唱コンクールなどを行う「中学校音楽発表会」、小中学生が授業で培った成果を発表し合う「音楽科研究発表会」を開催してきた。本年5月に訪れたポロニャ市には、音楽に親しむ文化が、長い歴史と伝統の中で培われ、息づいているという印象を受けた。ポロニャ大学で音楽教育についての意見交換を行ったが、日本の教育に対しては、組織的で系統だった指導を含めた音楽教育は、大変学ぶべきことが多いという高い評価を得た。ユネスコ創造都市ネットワークへの加盟を果たした今、子供たちが感動で心を揺さぶられるような取組みを継続し、「音楽の都」の担い手となる子供たちを育てていく。</p> <p><b>5 (2) 山下文化振興担当部長</b></p> <p>5番目の2点目、小・中学校への貸与楽器の充実について、小中学校への楽器の貸与事業については「音楽の都・浜松」を全国に発信できる吹奏楽の充実と次代の音楽文化を担う人材育成を目的として、平成22年度より小中学校吹奏楽・楽器活用事業として取り組んできた。平成26年までの5年間で段階的に楽器を購入し、貸出楽器の購入総額は4,950万円、総数は152台となり、昨年度は、小学校4校へ計49台、中学校18校へ計81台の楽器の貸し出しを行った。楽器の購入では、ハープや鍵盤楽器のチェレスタなどの大型特殊楽器も揃えることによって選曲の幅が広がり、小中学校の吹奏楽部が全国大会で優秀な成績を収めるなど成果が得られている。貸与楽器の台数や内容については、各学校への調査の結果、現時点で需要をみだしていることから、新規の購入は平成26年度で一旦終了している。今後は経年劣化による部品交換など、楽器の状態を踏まえ修繕等の必要な措置について検討していく。</p> <p><b>5 (3) 花井学校教育部長</b></p>

質問	答弁
<p>(3) 学校が購入する楽器についても充実を図る必要があると考えるが、今後の対応について伺う。</p>	<p>次に 5 番目の 3 点目の学校教育における楽器の充実について、本市は、自主的な学校運営と計画的な予算執行を行うことにより、最小の経費で最大の効果をあげることを目的に令達予算を配当している。具体的には、学校の規模などを考慮して配当し、各学校が目指す学校経営が具現化できるよう校長の裁量の範囲で予算執行されている。各学校では、音楽の授業などで使用する楽器については、リコーダーや鍵盤ハーモニカなど個人で使用するものを除き、令達予算の範囲内で購入している。音楽教育を教育活動の重点に据えている学校では、必要な楽器の購入を複数年で計画的に進めており、楽器の充実を図られていると考えている。特色ある学校づくりを推進し、予算を有効に執行するために、令達予算について科目間を超えた弾力的な運用を行うなど、今後も学校の要望を踏まえ柔軟な対応をしていく。</p>
<p><b>6 中山間地域振興計画について</b></p> <p>本市の広大な中山間地域では、人口減少や少子高齢化に伴いさまざまな課題が山積している。会派で市内の中山間地域を視察したが、中山間地域の地域振興について本市全体の課題と捉え、具体的な対応策を早急に進めなければならないと改めて認識した。中山間地域の振興について以下の点を伺う。</p> <p>(1) 山里いきいきプランの成果について</p> <p>(1) 浜松市中山間地域振興計画(山里いきいきプラン)は、平成 26 年度に5カ年の計画を完了しているが、取り組みの成果について伺う。</p> <p>(2) 第2次計画について</p> <p>(2) 「浜松市中山間地域振興計画」(みんなでやらまいか宣言)として、平成 27 年から平成 36 年までの 10 カ年の第2次計画がスタートしている。この計画では5つの重点方針を掲げて取り組むが、移住・定住の促進策について伺う。</p>	<p><b>6 川嶋市民部長</b></p> <p>6 番目の 1 点目、山里いきいきプランの成果について、平成 26 年度までの 5 年間を計画期間とする旧中山間地域振興計画(山里いきいきプラン)は、236 事業を登載した計画であった。事業の実施状況については、計画期間終期の平成 26 年度決算見込みベースで、完了 57 事業、着手 148 事業、未着手 22 事業、中止 9 事業で、この 9 事業を除いた着手率は 90.31 という結果であり、概ね計画どおり実施できたものと考えている。具体的な成果としては、平成 25 年度に「山里いきいき応援隊」制度を創設し、中山間 6 地域に隊員を配置し、個々の能力を生かして地域の支援を行っている。このほか、中山間地域の集落と都市部の子どもなどの交流を促進する「交流ネットワーク事業」に取組み、都市部の市民に中山間地域の魅力を知っていただくきっかけを作った。この取り組みは、現在では、都市部と中山間地域の学校交流に発展している。</p> <p>次に 2 点目、第 2 次計画について、今年度からの 10 年間で計画期間とする新たな中山間地域振興計画(みんなでやらまいか宣言)は、「ひとつの浜松で築く中山間地域の未来」を基本理念に掲げた、理念型の計画である。特に新計画では「人の流れを作る」という柱を重点方針の一つとし、交流を促進することで、浜松の宝である中山間地域の魅力をすべての市民に知っていただき、オール浜松体制で中山間地域振興に取り組んでいくことを目指している。この計画に基づく、移住・定住の促進策の主なものは、新たに設けた制度として、移住者の起業を支援するとともに定住を促進する「コミュニティビジネス起業資金貸付制度」、集落による積極的な移住者の受入を促進する</p>

質問	答弁
<p><b>7 通学路交通安全プログラムについて</b></p> <p>国は継続的な通学路の安全確保に関する取り組みを推進するために防災・安全交付金による重点的な支援を始めたが、これに伴い本市は「通学路交通安全プログラム」を策定すると共に、通学路交通安全対策連絡会を設置し、取り組んでいるところであるが、以下の点について伺う。</p> <p>(1) 点検実施結果と予算反映状況について</p> <p>(1) 連絡会では通学路の安全点検、施設整備について「PDCAサイクル」で進捗管理を実施することとなっており、毎年3月までに校区単位で通学路の安全点検を実施し、6月の連絡会で要対策箇所・対策内容の確認後、ハード対策として予算要求する流れになっている。安全点検の実施結果と予算反映状況について伺う。</p> <p>(2) 子どもたちの声を反映する仕組みについて</p> <p>(2) 本市の小学6年生は「交通安全リーダー」として、通学路の危険箇所について話し合いをしている。交通安全リーダーの声を通学路交通安全プログラムに反映する仕組みを取り入れるべきと考えるがどうか伺う。</p>	<p>ため、支援を行った集落に対して報奨金を支払う「Welcome 集落制度」などがある。また、先ほどの山里いきいき応援隊については、今年度から隊員を倍増し、10月からは各地域2名ずつ、12名の隊員が活動する予定である。今後は、こうした制度の積極的な周知を行うとともに、事業のブラッシュアップを図り、引き続き中山間地域振興に取り組んでいく。</p> <p><b>7花井学校教育部長</b></p> <p>質問の7番目の1点目、点検実施結果と予算反映状況について、本市では、通学路交通安全プログラムの取り組みの一つとして、学校・園を対象にした、通学路整備要望調査を実施している。要望箇所抽出のための安全点検は、市内各小中学校、幼稚園が主体となり、教職員が現地を確認し、PTA、自治会等と連携して校区や地域の実情に応じた方法で実施している。平成27年度は要望総数が113件で、そのうち道路管理者による対応案件が79件、交通管理者による対応案件が34件となっている。道路管理者による対応案件79件のうち、即時対応が必要である案件については、平成27年度中に対策を実施していく。また平成27年度から、通学路交通安全プログラムに基づく対策については、国交付金を受けることが可能となった。このことから、基本的に国交付金事業として、対応案件の中から対象事業を選定し実施していく。なお、交通管理者による対応案件の34件については、早期の実施について公安委員会に対し、要請していく。</p> <p>次に、2点目の子どもたちの声を反映する仕組みについて、本市では、交通事故防止と交通安全活動の推進を目的に、市内全小学校において6年生が中心となり「交通安全リーダーと語る会」を実施している。多くの学校が、各校の実態に応じて、子供たちの目線から、地域の危険な個所や通学路を取り上げて報告する活動を行っている。その中で安全対策について、保護者代表・地元警察交通課・学区自治会関係者等と話し合い、意見交換を行っている。ここで取り上げられた内容が、次年度の通学路整備要望調査に反映されるケースも多くある。このように、交通安全リーダーと語る会は、子供たちの声を通学路の安全確保に反映させる仕組みとしても有意義な活動となっている。そこで、今後は、通学路整備要望調査において、子供たちの声を積極的に反映させることを学校へ依頼し、交通安全教育のさらなる充実と通学路交通安全プログラムの確実な実施に努めていく。</p>